

○岐阜市柳ヶ瀬子育て支援施設条例

令和4年3月30日

条例第17号

(設置)

第1条 遊びを通じて子どもの生きる力を養い、子育てを行う家庭を支援するとともに、これらの人々の交流を促進することにより中心市街地のにぎわいの創出に寄与するため、岐阜市柳ヶ瀬子育て支援施設（以下「子育て支援施設」という。）を設置する。

(位置)

第2条 子育て支援施設の位置は、岐阜市徹明通二丁目18番地とする。

(開館時間及び休館日)

第3条 子育て支援施設の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(施設)

第4条 子育て支援施設に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 子ども広場
- (2) 研修室

(事業)

第5条 子育て支援施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子どもの遊び場及び学び場の提供に関すること。
- (2) 親子が集い、相互に交流する場の提供に関すること。
- (3) 子育てに関する相談及び支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、子育て支援施設の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第7条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより事業計画書その他の書類を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる選定基準に照らし、子育て支援施設の設置の目的を最も効果的に達成することができると認められるものを指定管理者として選定しなければならない。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容に即し、次条第1項に規定する業務を安定的に実施する能力があること。
- (3) 子育て支援施設の効用が最大限に発揮されるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること。

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき及びその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(指定管理者の行う業務)

第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 子育て支援施設の管理に関する業務
- (2) 使用の許可及び制限に関する業務
- (3) 使用料の徴収及び減免に関する業務
- (4) 第5条に規定する事業の実施に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子育て支援施設の管理上又は子育て支援施設の設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

2 指定管理者は、業務を行うに当たり、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、子育て支援施設の管理を行わなければならない。

(使用者の範囲)

第9条 子ども広場を使用することができる者は、小学生以下の者及びその引率者（満18歳以上の者に限る。）とする。

(使用の許可)

第10条 第4条に規定する施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 指定管理者は、子育て支援施設の管理上必要があるときは、使用許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(3) 建物又は附属設備若しくは備品（以下「建物等」という。）を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 子ども広場を使用しようとする者が第9条に規定する者でないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、子育て支援施設の管理上支障を来すおそれがあるとき。
（使用権の譲渡等の禁止）

第12条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外の目的に子育て支援施設を使用し、又は子育て支援施設の使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、又は子育て支援施設の使用の中止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき。

(2) 第11条各号のいずれか又は前条の規定に該当する事由が生じたとき。

(3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(4) 使用許可に付した条件に違反したとき。

2 前項の規定の適用によって使用者が受けた損害については、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

（使用料）

第14条 使用者は、子育て支援施設を使用するときは、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（原状回復の義務）

第15条 使用者は、子育て支援施設の使用が終わったとき又は使用許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちに子育て支援施設を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消されたときは、直ちに子育て支援施設の建物等を原状に回復しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(禁止行為)

第16条 子育て支援施設を利用する者は、子育て支援施設において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可を受けないで寄附金の募集、物品の販売又は飲食物の販売若しくは提供をすること。
- (2) 騒音を発する等他人の迷惑となる行為をすること。
- (3) 火災、爆発その他危険を生ずるおそれのある行為をすること。
- (4) 建物等を汚損し、又は毀損するおそれのある行為をすること。
- (5) 許可を受けないで広告類を掲示し、又はまきちらす行為をすること。
- (6) 所定の場所以外において飲食すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をすること。

(入場の制限)

第17条 指定管理者は、前条各号に掲げる行為をする者のほか、他人に危害を加え、又は他人の迷惑となる物を携行する者その他子育て支援施設の管理に支障を来すと認める者に対して、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

(損害の賠償)

第18条 使用者及び指定管理者は、建物等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(職員の立入り)

第19条 市長は、子育て支援施設の管理上必要があると認めるときは、市長が指定した職員を使用中の施設に立ち入らせることができる。この場合において、使用者は、当該職員の立入りを拒むことはできない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(令和5年規則第1号で令和5年4月30日から施行)

(準備行為)

- 2 使用許可に係る手続その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前

においても行うことができる。

附 則（令和 7 年条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の第 6 条に規定する指定管理者の指定に係る手続その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第14条関係）

区分	使用料		
子ども広場	1回につき	小学生以下	無料
		引率者（満18歳以上）	500円
研修室	1時間につき	700円	

備考 研修室の使用に当たり、入場料その他これに類する対価を徴収する場合の使用料は、この表に定める使用料の10割に相当する額を加算した額とする。ただし、練習、準備等のために使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額とする。